

平成26年度 建設業人材確保・育成事業 処遇改善プロセス募集要項  
(一般社団法人) 鹿児島県建設業協会

1 事業内容

(1) 目的

建設業においては、建設労働者の高齢化・若年入職者の減少により、将来的な建設産業の存続が危惧されていること（特に、熟練工から若手技能労働者への技能承継が進んでいないこと等）から、県内の建設業者に対して、個別のアドバイス、技術講習会等へ参加、社員への関連研修・実習等を行い、賃金引き上げ等の処遇改善を図る。

(2) 実施方法

一般社団法人鹿児島県建設業協会（以下「協会」という。）が、賃金引き上げ等の処遇改善を図る企業（以下「支援企業」という。）への支援を実施する。

(3) 事業実施期間

平成27年3月10日までとする。

(4) 既雇用者の賃金引き上げ等の処遇改善につながる事業の実施

① 処遇改善に係るアドバイザー（社会保険労務士等）派遣（雇用管理等に係る経営改善指導等）

② 協会主催の研修・講習の実施

2 募集要件

応募できる企業（以下「支援希望企業」という）の要件は、以下のとおりとする。

(1) 県内に本店を有する建設業者（建設業許可を有する者）であること

(2) 社会保険、労働保険に加入している事業所であること（適用除外事業所を除く。）

(3) 県税を滞納していないこと

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないこと

(5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと若しくは経営状態が著しく不健全である者でないこと

(6) 「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」第3条に規定する暴力団排除措置の対象となる法人等でないこと

4 応募手続

(1) 応募期間

平成26年6月16日（月）～平成26年9月1日（月）（当日必着）

なお、所定の応募期間において、予定額に満たない場合は、予算の範囲において、随時募集を受け付けます。

応募された処遇改善計画については、採択された計画が予算の範囲に達した時点で募集を終了します。

(2) 応募方法

次の応募書類を協会へ郵送又は持参する。

※ ファックスや電子メールでの応募は受け付けない。

(3) 応募書類

① 応募申請書（様式第1号-2） 1部

② 処遇改善計画書（様式第15号） 1部

《添付資料》

ア 納税証明書（県税の滞納の有無が分かるもの：県税の未納のない証明）

イ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に係る誓約書

※鹿児島県建設工事入札参加資格者名簿に掲載されている受託希望企業については、上記ア、イの提出は不要とする。

(4) 応募先

一般社団法人 鹿児島県建設業協会  
〒890-8512

鹿児島県鹿児島市鴨池新町6番10号

電話：099-257-9211 6月20日から 099-230-0081

FAX：099-257-9214 6月20日から 099-230-0082

(参考) ホームページ：<http://www.kakenkyo.or.jp/>

5 支援希望の手続

- (1) 支援希望企業は、賃金の上昇、新入社員の定着率の向上または正社員転換を行う人数等に係る定量的な目標や実施する対策等について、処遇改善プロセス応募申請書（様式第1号-2）及び処遇改善計画書（様式第15号）、その他必要書類を協会に提出するものとする。
- (2) 支援希望企業は、処遇改善計画書を作成する場合は、協会の助言を受けるものとする。
- (3) 協会は、応募申請書等の内容を審査し、予算の範囲内で特段の理由がない限り、先着順により支援企業を決定し、その結果を通知するものとする。

6 支援企業の選定方法

支援希望企業から送付された処遇改善計画書（様式第15号）について審査を行い、予算の範囲内で特段の理由がない限り、先着順により支援企業を決定し、その結果を通知します。  
なお、審査結果等について、個別の結果等については、お答えできません。

7 委託事業費の実績報告

(1) 実績の報告

① 処遇改善報告書の作成・提出

実施した処遇改善に基づき、その実施効果等について、処遇改善報告書（様式第16号）を作成し、速やかに協会に提出すること

8 支援の解除等

支援対象企業が次の各号の一に該当する場合には、支援を解除または、中止するものとする。

- (1) 正当な理由がなく支援に協力しないとき又は履行が不完全なとき
- (2) 支援の履行について不正な行為があったとき
- (3) 支援の履行に当たり、協会またはアドバイザー等の指導に従わないとき又はその職務の遂行を妨げたとき
- (4) 平成26年度中に処遇改善にかかる計画の参加者が生じなかったとき
- (5) 処遇改善計画による参加者が暴力団員等と認められるとき
- (6) 故意又は重大な過失により協会に損害を与えたとき
- (7) 労働基準法等及び関係法令等に違反する事象が認められるとき
- (8) 協会の指導・指示に従わないとき
- (9) その他、この募集要項及び鹿児島県が定める要領等に定める事項に違反したとき